

殿

(浄化槽管理者)

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

## 浄化槽使用開始報告書

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項に規定により報告します。

1. 設置届出年月日 (計画書提出)	年 月 日 総(東保) 号
2. 設置場所の地名・地番	
3. 設置届者名 確認申請者名	
4. 浄化槽の規模	処 理 方 式 ①単 独 ②合 併 ( 構造例示型 ・ 性能評価型 )
	人 人 槽 槽
5. 使用開始年月日	年 月 日
6. 保守点検業者	初回の保守点検 実 施 日 年 月 日
	名 称 及 び 登 録 番 号 (登録 第 号)
7. 講習会(浄化槽教室) の受講実績	受講済み ( 年 月 日 ) 受講予定 ( 年 月 日 )
8. 技術管理者の氏名 (501人槽以上)	

(注意)

- 1) 浄化槽管理者とは、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものです。
- 2) 当該浄化槽の使用を開始した日から30日以内に、保守点検業者を通じて提出してください。
- 3) 初回の保守点検は使用開始直前に実施しなければなりません。(環境省関係浄化槽法施行規則第5条第1項)なお、徳島県浄化槽事務取扱要領第2条4項の規定に基づき、様式18の「浄化槽維持管理標準契約書」により契約している場合は、6の初回保守点検実施日が契約開始日になります。
- 4) 7の講習会(浄化槽教室)の受講実績については、受講済みの場合は受講した日、未受講の場合は受講予定日を記載してください。
- 5) 501人槽以上の規模の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する『技術管理者』を置かなければなりません。(浄化槽法第10条第2項)  
技術管理者の資格を証する書類を添付してください。